

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

平成25年度業務実績評価調書

平成26年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
<p>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化 組織の運営について以下のとおり取り組むとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う。</p> <p>① 法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備</p> <p>② 社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備</p>	<p>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化 必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努める。</p>	A	ICTの活用も含めて着実な進展が見られ、評価できる。理事長代理による一元的所掌の試行も評価できる。	
<p>2 一般管理費の縮減 ・外部委託の活用等により業務運営全体の効率化を推進。</p> <p>・一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、平成24年度と比較して、中期目標期間の最終年度までに5%以上の削減を行う。</p>	<p>2 一般管理費の縮減 ・同左</p> <p>・一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、平成24年度と比較して、1%以上の削減を行う。</p>	A	削減目標が達成されており、評価できる。	
<p>3 入札及び契約の適正化の推進 ・競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行う。</p> <p>・一般競争入札等について、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表する。</p>	<p>3 入札及び契約の適正化の推進 ・同左</p> <p>・同左</p>	A	最大限の努力がなされ、効果が上がっており、評価できる。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
4 積極的な情報公開 ① 財務内容の公開 ・財務諸表等を積極的に公開。その際、セグメント情報について可能な限り詳細に示す。 ・債券説明書をホームページに掲載。	4 積極的な情報公開 ① 財務内容の公開 ・同左 ・同左	A	ホームページは丁寧に分かりやすく作られており、情報公開への積極性が同われ、評価できる。	
② 資産の保有及び貸付状況の公開 高速道路に係る道路資産の保有及び貸付状況をホームページに掲載。	② 資産の保有及び貸付状況の公開 ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」の更新。	A	状況は適切に公開され、かつ更新の適切に行われており、評価できる。	
③ 債務の返済状況の公開 ・債務返済の計画と実績の対比等の情報を分析等を含め公表。 ・会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表。	③ 債務の返済状況の公開 ・同左 ・同左	A	着実に実践され、効果を上げており、評価できる。	
④ 債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠を公表。	④ 債務返済の見通しの根拠の公開 同左	A	見直し根拠の公表は明確・明解に行われており、評価できる。	
⑤ 費用の縮減状況等の公開 ・新設等に関する債務引受額、コスト縮減額、助成額等を公表。 ・会社が行う管理費用の縮減の内容、利便性の向上の指標を公表。	⑤ 費用の縮減状況等の公開 ・同左 ・同左	A	着実に実践され、効果を上げており、評価できる。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
⑥ 評価及び監査に関する事項 年度業務実績評価、政策評価等 について情報提供。	⑥ 評価及び監査に関する事項 同左	A	適切な情報提供が実施されており、評価できる。	
⑦ ホームページ等の充実 ・上記①から⑥の情報提供に当たっては、ホームページ等による積極的な情報公開に努める。英語版についても、迅速な更新に努める。 ・会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実。 ・ホームページのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携しホームページの必要な改善を図る。	⑦ ホームページ等の充実 ・同左 ・同左 ・ホームページのアクセス状況を調査・分析するとともに、会社とも連携し充実を図る。	S	ホームページはよく工夫され、使いやすく分かりやすいものとなっており、アクセス数が増加するなど顕著な成果が上がっており、評価できる。	一般の海外観光客が利用するSAなどの高速道路利便施設に関する多言語による情報提供を進めて頂きたい。
⑧ 業務パンフレット等による広報 パンフレット等による情報提供。	⑧ 業務パンフレット等による広報 同左	A	ファクトブックは有用な資料であり、価値が高く、評価できる。	
5 業務評価の実施 業務全体について定期的に自己評価を行い、公表。	5 業務評価の実施 同左	A	真摯な自己評価とその公表が実施されており、評価できる。	
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ①道路資産台帳の作成、更新により道路資産の内容を把握。	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ①同左	A	着実に実施されており、評価できる。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
<p>②貸付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、高速道路に関する各種有識者会議における検討の状況を踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図り、安全性を一層向上させる。</p> <p>・上記検討の状況を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図る。</p> <p>・実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、国及び高速道路会社に提供し情報の共有化を図る。</p>	<p>②同左</p> <p>・同左</p> <p>・会社から報告を受けている「維持、修繕その他の管理の報告書」及び実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、国及び高速道路会社に提供し情報の共有化を図る。</p>	A	<p>道路の維持管理状況の把握及びその評価に着実に取り組んでいる。</p>	<p>会社の維持・修繕その他の管理の状況のホームページへの掲載に際しては、点検・診断の結果をわかりやすく国民に伝えることを努力されるよう期待する。</p>
<p>③アウトカム指標が達成されるよう機構がリーダーシップを持って、会社と連携し取り組む。</p> <p>・指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、高速道路利用者に対するサービス向上を図る。</p>	<p>③同左</p> <p>・同左</p>	A	<p>共通化やより分かりやすいアウトカム指標の開発など努力がみられ、評価できる。</p>	
<p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p> <p>①会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき検討し、適正な品質や管理水準の確保を前提に、高速道</p>	<p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p> <p>①同左</p>	A	<p>着実に実施されており、評価できる。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
<p>路の新設等の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を定める。</p> <p>・債務引受限度額のうち新設及び改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期等を考慮して限度額の設定単位を定め、各単位毎に適正な額を設定する。</p>	・同左			
<p>②貸付料は、占用料等と併せて、債務返済費用等を45年以内に償うものとなるよう定める。毎年度の貸付料は、会社の料金収入から管理費を控除した額とし、将来の料金収入や管理費を見通してその計画値で算出。</p> <p>・計画管理費と実績管理費に乖離が生じた場合には、その要因を分析し、適切な対応を取ることでより適正な貸付料を算定。</p>	②同左 ・同左	A	着実に実施されており、評価できる。	
<p>③おおむね5年ごとに、業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加えこれを変更する必要があると認めるとき、又は社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、会社と協議の上、協定を変更する。その際、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講じ、業務実施計画の見直しを行う。</p>	③協定について検討を加えこれを変更する必要があると認めるとき、又は社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、会社と協議の上、協定を変更する。その際、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講じ、業務実施計画の見直しを行う。	A	着実に実施されており、評価できる。	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
<ul style="list-style-type: none"> ・業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても会社と協議の上、協定を変更するなど適切な措置を講ずる。 ・協定等の変更があった場合にはその内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 			
<p>④債務の管理を適切に実施し、中期目標期間の期末時点における機構の有利子債務残高を29.0兆円以下とすることを目指し、収入の確保及び徹底した業務コストの縮減を進める。</p> <p>1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を上回らない。</p> <p>2) 首都高速道路、阪神高速道路及びその他の高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を極力上回らないよう努める。</p> <p>3) 新設、改築等に要する費用に充てるための債務で機構が各会社から引き受ける額は、各会社から徴収する貸付料を充てて返済できる範囲内。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、3会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を試算し、それぞれの返</p>	<p>④債務の管理を適切に実施し、平成25年度末時点における機構の有利子債務残高を30.2兆円以下とすることを目指す。</p> <p>1) 同左</p> <p>2) 同左</p> <p>3) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を公表。</p>	A	<p>景気回復などの外的要因もあろうが、資金コスト削減に向けた努力もあり、目標より有利子債務を減少させることに成功しており、評価できる。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
<p>済の達成状況を公表。</p> <p>5) 全国路線網以外的高速道路にあっては、業務実施計画の対象ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料による返済の達成状況を公表。</p>				
<p>⑤会社が実施した高速道路の新設、改築等の費用を機構が債務として引き継ぐ際、適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を行うとともに透明性の向上を図る。</p>	<p>⑤同左</p>	A	<p>マニュアル等の整備もあり、确实・着実に実施され、透明性の向上が図られており、評価できる。</p>	<p>修繕事業について今後ともしっかり現地で確認をお願いしたい。</p>
<p>⑥SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化を図る。</p>	<p>⑥SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化については、平成26年度以降の適正化に向けて検討。</p>	A	<p>着実に実施されており、評価できる。</p>	<p>SA・PAの維持管理における費用負担のあり方について、見直しを平成26年度中に行っていただきたい。</p>
<p>⑦債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクの軽減と調達の多様化に努める。</p>	<p>⑦同左</p>	S	<p>イールドダッチ方式による超長期債の発行や債券発行手数料の上限設定など資金調達の工夫が見られ、優れた取組みであると評価できる。</p>	
<p>3 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け財源となる出資金等が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。</p>	<p>3 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け同左</p>	A	<p>着実に実施されており、評価できる。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
<p>4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け 財源となる補助金が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。</p>	<p>4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け 同左</p>	—	—	—
<p>5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <p>①協定において、新設、改築及び修繕に係る費用の会社の経営努力による縮減額の一部を助成する仕組みを適正に運用し、新技術の開発等を会社に促す。</p> <p>・貸付料の額の固定により、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減が会社の業績に反映される仕組みとし、協定の見直しを通じて成果を国民に還元。</p> <p>②助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、各会社と連携しつつ、適切に実施するとともに、透明性の向上を図る。</p>	<p>5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <p>①協定に基づき、会社の経営努力による新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長する仕組みについて「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」の審議を行う等、適正な運用を図るとともに、新技術の開発等を会社に促す。</p> <p>②助成対象額の算定については、助成金交付要綱に基づき、適切に実施。助成対象技術等については、会社との連絡調整会議等で積極的な活用や標準化を促す。また、助成金の交付額や助成委員会の審議内容等については機構ホームページで公表。</p>	S	<p>コスト縮減を促す仕組みがうまく機能していると思われる、優れた取組みであると評価できる。</p>	<p>今後は、高速道路会社だけでなく、地方自治体や民間企業に対してもすぐれた技術を広める活動を積極的に行うべきである。</p>
<p>6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</p> <p>①会社等と連携を図り、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施。手続を適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築。</p>	<p>6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</p> <p>①会社等と連携を図り、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施。</p>	S	<p>昨年度より取組は拡充され、業務として着実に実施されており、優れた取組みとして評価できる。</p>	<p>車限令違反に関し度重なる警告を受けた企業については、より厳しい措置を取るべき。</p>

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用等の許可に当たり、制度の適切な運用に努め、事務手続の在り方を継続的に点検し、必要に応じ見直す。 <p>②車両制限令違反車両の取締りの強化を図り、特車関連情報等の機構が把握する情報を、利用者の利便向上につながるよう会社や他の道路管理者と連携し、積極的に活用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用等の許可に当たり、制度の適切な運用及び業務の効率化に努め、事務手続の在り方を継続的に点検し、必要に応じ見直す。 <p>②同左</p>			
<p>7 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務</p> <p>業務の実施に当たり本四高速道路会社と連携し、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減。</p>	—	—	—	—
<p>8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本四高速道路会社の協力を得て鉄道施設の管理及び耐震補強事業の実施。 ・本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から徴収。 	<p>7 本州四国連絡鉄道施設に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	A	着実に実践され、評価できる。	
<p>9 業務遂行に当たっての取組</p> <p>① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 関係機関との積極的な情報及び意見の交換。</p>	<p>8 業務遂行に当たっての取組</p> <p>① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 同左</p>	A	着実に実施されており、評価できる。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
② 高速道路事業の総合的なコストの削減 協定の締結又は見直しに際し、新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に係るコスト削減努力が図られるよう工夫。	② 高速道路事業の総合的なコストの削減 同左	A	着実に実施されており、評価できる。	
③ 高速道路の利用促進 ・必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。 ・高速道路利便増進事業について、会社と協力して、効果的に運用。	③ 高速道路の利用促進 ・同左 ・同左	A	着実に実施されており、スマートICの追加により地域活性化が見込まれ、評価できる。	
④ 調査・研究の実施 内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果を会社や関係機関に情報提供。	④ 調査・研究の実施 同左	A	海外調査報告書により貴重な情報が提供されており、評価できる。	海外調査報告書は充実した内容となっているが、たとえば、各年度で重点テーマを設ける、複数の国を比較して調査報告書を公表する、今後の機構と会社のあり方を考えるための研究をするなど、更なる充実化に取り組むべき。
⑤ 環境への配慮 ・特定調達物品等の100%調達。 ・会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施の際、環境に配慮するよう促す。	⑤ 環境への配慮 ・同左 ・同左	A	着実に実施されており、評価できる。	
⑥ 危機管理 ・高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して迅速かつ的確な情報収集等を行う。	⑥ 危機管理 ・同左	A	非常時に対応する体制整備や訓練等が実施されており、優れた取組みであると評価できる。	一昨年昨年と続いた大雪への対応についての検証を行うことも必要。

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
・会社等と連携し、当該事態を想定した訓練を年1回以上実施。機構独自の非常時参集訓練や重要業務の継続訓練等を適宜実施し、危機管理能力の一層の向上を図る。	・同左			
Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図り、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。	Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 同左	A	着実に実施されており、評価できる。	
2 予算 3 収支計画 4 資金計画	2 予算 3 収支計画 4 資金計画	A	計画通り運用されており、評価できる。	
Ⅳ 短期借入金の限度額 単年度9,600億円	Ⅳ 短期借入金の限度額 同左	—	—	—
Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 該当なし。ただし道路の計画変更等に伴い不要財産が発生した場合、売却し債務返済に充てる。	Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 同左	A	会計検査院からの指摘については着実に対応しており、評価できる。	指摘された用地は売却だけでなく、高速道路の本来機能を発揮させるために、活用策の工夫検討も重要。
Ⅵ Ⅴに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	Ⅵ Ⅴに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 同左	—	—	—

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
Ⅶ 剰余金の使途 なし	Ⅶ 剰余金の使途 同左	—	—	—
Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし	Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 同左	—	—	—
2 業務の実施について 業務を厳格に実施するための仕組みを検討し、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図る。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。	2 業務の実施について 同左	A	着実に実施されており、評価できる。	
3 人事に関する計画 ① 方針 1) 職員の勤務成績及び法人の業務実績の処遇への反映。職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 定員の抑制及び人員の適正な配置による業務運営の効率化。	3 人事に関する計画 ① 方針 1) 同左 2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化。	A	着実に実施されており、評価できる。	
② 人員に関する指標 常勤職員数を85人とし、人員を抑制。	② 人員に関する指標 常勤職員数は、85人を上回らないものとする。	A	着実に実施されており、評価できる。	
③ 人件費に関する指標 ・政府における総人件費削減の取組を踏まえる。 ・国家公務員の給与水準も十分考慮し、適正化に取り組むとともに	③ 人件費に関する指標 ・同左 ・同左	A	人件費の管理が適正に行われており評価できる。	

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
に、その検証結果及び取組状況を公表。				
4 主たる事務所の移転 神奈川県への移転に関し、可能な限り早期移転できるよう検討し、必要な対応を行う。	4 主たる事務所の移転 同左	A	事務所の移転に向け具体的な手続きが進んでおり、評価できる。	
5 内部統制について ・「独立行政法人における内部統制と評価について」等を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。 ・「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進。	5 内部統制について ・同左 ・同左	A	着実に実施されており、評価できる。	
6 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行う業務とする。	6 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途 前中期目標期間に取得した鉄道施設に係る償却資産について、減価償却及び除却費用に充填。	A	着実に実施されており、評価できる。	

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：42項目）

SS	0項目	
S	4項目	<input type="checkbox"/>
A	38項目	<input type="checkbox"/>
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

中期計画の達成に向けた平成25年度計画の実施状況に係る総合評価は「A」と考えられる。

平成25年度における機構の主な業務実績は以下の通り。

- ・ホームページについては、海外調査報告書のアンケートページについて記入式から選択式への変更、アクセスデータの解析やユーザーの意見等を踏まえた改善など、更なる見直しを実施。
- ・高速道路の老朽化対策及び管理水準の向上については、会社との連絡会議による会社の対応の確認、管理の報告書の内容の充実化などを実施。
- ・債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、約6年ぶりとなる30年債の発行、債券発行にかかる手数料について交渉による上限額の設定を通じて年間118百万円を節減するなどの取組を実施。
- ・新技術の開発等の促進については、助成委員会の議事概要と合わせホームページで公表するとともに、会社に対して積極的な活用を要請。
- ・車両制限令違反車両の取り締まりについては、常習的に車両制限令違反を繰り返した運送会社に対して警告書を送付し業務改善を要請、法令遵守への取組が不十分な運送会社名をホームページで公表、会社及び高速道路交通警察隊との合同取締を実施するなど、取組を実施。

すべての目標に対して大きな努力が払われていて、計画・目標を達成している。特に、債務の返済及び金利上昇リスクの低減については、着実に実施されている。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

機構の各業務の運営については、以下の各事項に留意した取組が必要である。

- ・一般の海外観光客が利用するSAなどの高速道路利便施設に関する多言語の情報提供を進めるべき。
- ・会社の維持・修繕その他の管理の状況のホームページへの掲載に際しては、点検・診断の結果をわかりやすく国民に伝えることを努力されるよう期待。
- ・海外調査報告書は充実した内容となっているが、たとえば、各年度で重点テーマを設ける、複数の国を比較して調査報告書を公表する、今後の機構と会社のあり方を考えるための研究をするなど、更なる充実化に取り組むべき。
- ・危機管理に関して、一昨年昨年と続いた大雪への対応についての検証を行うことも必要

なお、いずれの事項の実施にあたっては、各高速道路会社とも適切に連携・調整を図り、その効果がより大きなものとなるよう取り組んでいただきたい。

(その他)
特になし

総合評価 (SS, S, A, B, Cの5段階) A	(評価理由) 評価の分布からして、ほとんどの項目において、中期目標達成に向けて着実な実施状況にあるとみとめられるため。
---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

	実績	評価
<p>1 政府方針等</p> <p>○過去の指摘(勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等)を踏まえた取組について明らかにした上での評価</p>	<p>①「独立行政法人等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)で個別に措置を講ずべきとされた事項への対応は、次のとおりである。</p> <p>○「東京事務所の移転」 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-4)</p> <p>②政策評価・独立行政法人評価委員会「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」での指摘事項への対応は、次のとおりである。</p> <p>○道路資産の保有及び貸付業務の見直し 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-1-②、Ⅱ-2-①)</p> <p>○債務返済業務の見直し 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-2-①、Ⅱ-2-②)</p> <p>○機構本部の早期移転 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-4)</p> <p>○利益相反発生の防止 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-2)</p> <p>○内部統制の充実・強化 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-5)</p> <p>③政策評価・独立行政法人評価委員会「平成24年度における国土交通省所管独立行政法人の業務に関する評価の結果等についての意見について」への対応は、次のとおりである。</p> <p>○「リスクの把握及び対応」 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-5)</p>	<p>①「独立行政法人等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)</p> <p>○「東京事務所の移転」 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-4)</p> <p>②政策評価・独立行政法人評価委員会「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」</p> <p>○道路資産の保有及び貸付業務の見直し 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-1-②、Ⅱ-2-①)</p> <p>○債務返済業務の見直し 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-2-①、Ⅱ-2-②)</p> <p>○機構本部の早期移転 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-4)</p> <p>○利益相反発生の防止 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-2)</p> <p>○内部統制の充実・強化 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-5)</p> <p>③政策評価・独立行政法人評価委員会「平成24年度における国土交通省所管独立行政法人の業務に関する評価の結果等についての意見について」</p> <p>○「リスクの把握及び対応」 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-5)</p>

	実績	評価
	<p>○「貸し付けた道路資産の管理の実施状況の確認等」評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-1-②)</p> <p>③会計検査院「平成24事業年度決算監査報告」での指摘事項への対応は、次のとおりである。</p> <p>○「日本道路公団から承継し、供用されないままとなっているトンネル等が資産計上されていなかったため、財務諸表の表示が適正さを欠いていたもの」評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-2-⑤)</p> <p>○「高速道路事業用地の有効利用等について」評価調書に記載のとおり。(Ⅴ)</p>	<p>○「貸し付けた道路資産の管理の実施状況の確認等」評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-1-②)</p> <p>③会計検査院「平成24事業年度決算監査報告」</p> <p>○「日本道路公団から承継し、供用されないままとなっているトンネル等が資産計上されていなかったため、財務諸表の表示が適正さを欠いていたもの」評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-2-⑤)</p> <p>○「高速道路事業用地の有効利用等について」評価調書に記載のとおり。(Ⅴ)</p>
2 財務状況		
(1)当期総利益(又は当期総損失)		
<p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。</p> <p>○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。</p>	<p>機構の当期総利益については、高速道路貸付料収入が太宗を占める収益から債券及び借入金の支払利息、道路資産の減価償却費等の費用を控除した経常利益に、臨時損失、臨時利益を加え、結果として発生しているものである。その発生要因については、決算記者発表資料等で明らかにし、公表している。</p> <p>また、機構は、法令に基づき、高速道路に係る資産等を保有し、各高速道路会社等に貸付け、債務の早期・確実な返済を行っており、高速道路事業における当期総利益は、全て、機構の設置目的である債務返済の原資に充てている。(機構の業務運営に問題はない。)</p> <p>高速道路事業における利益剰余金については、全て、機構の設置目的である債務返済の原資に充てている。</p> <p>該当なし</p>	<p>当期総利益の発生要因については、決算記者発表資料等で明らかにしていること、また、機構は高速道路事業における当期総利益については、債務の早期・確実な返済を行うため、全て債務返済の原資に充てていることから、機構の対応は適切と認められる。</p> <p>高速道路事業における利益剰余金については、全て債務返済の原資として充てられており、機構の対応は適切と認められる。</p> <p>—</p>

	実績	評価
(3)運営費交付金債務		
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	該当なし	—
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	該当なし	—
3 保有資産の管理・運用等		
(1)保有資産全般の見直し		
○ 保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価	「高速道路事業用地の有効利用等について」は、評価調書に記載のとおり。(V)	「高速道路事業用地の有効利用等について」は、評価調書に記載のとおり。(V)
ア 実物資産		
○ 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価。 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価。	該当なし	—
○ 政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況や進捗状況等についての評価。	該当なし	—
イ 金融資産		
○ 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価	機構の金融資産は、債務返済等に必要な現預金である。	債務返済等に必要な現預金であることから、機構の対応は適切であると認められる。
○ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価	該当なし	—

	実績	評価
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。	該当なし	—
○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等	該当なし	—
(2)資産の運用・管理		
ア 実物資産		
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	該当なし	—
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	○管理の効率化 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-1-②) ○自己収入の向上 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-2-④)	○管理の効率化 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-1-②) ○自己収入の向上 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-2-④)
イ 金融資産		
a)資金の運用		
○ 資金の運用について、次の事項が明らかにされているか。 i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準	該当なし	—
○ 資金の運用体制の整備状況についての評価。	該当なし	—
○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。	該当なし	—

	実績	評価
b) 債権の管理等		
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	該当なし	—
○ 回収計画の実施状況。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	該当なし	—
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	該当なし	—
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	該当なし	—
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	該当なし	—
4 人件費管理		
(1) 給与水準		
○ 給与水準の高い理由及び講ずる措置について、国民に対して納得の得られるものとなっているか。	評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-3-③)	評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-3-③)
○ 給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。	評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-3-③)	評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-3-③)
○ 国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する検証状況。	該当なし	—
(2) 総人件費		
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-3-③)	評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-3-③)
(3) その他		
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	機構の福利厚生については、国に準じた水準となっている。	福利厚生については、国に準じた水準となっており、機構の対応は適切であると認められる。

	実績	評価
5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	<p>○ 契約に係る規程類に関しては、 ・「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令」(平成17年国土交通省令第64号)の規定に基づき、機構の業務方法書において、一般競争に付することを契約の原則とする基本ルールを記載、 ・契約職が行う契約手続の原則について、会計法に準じた会計規程を整備、 ・契約職が行う契約手続の詳細や、随意契約の基準等について、恣意的な運用を排除するための国の「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)に準じた契約事務取扱規程を整備するなど、必要な規程類を整備し、適切に取り組んでいる。また、これら規程類や契約の状況をホームページで公表し、その内容を明らかにしている。</p>	<p>契約に係る必要な規程類については、その整備・運用が適切になされており、機構の対応は適切と認められる。</p>
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	<p>○ 契約事務手続に係る執行体制は、規程(会計規程及び会計規程実施細則)に定めることで明確化している。</p> <p>○ 契約手続に係る審査体制については、評価調書に記載のとおり。(I-3)</p>	<p>○ 契約事務手続に係る執行体制は、規程により明確に整備されており、機構の対応は適切と認められる。</p> <p>○ 契約手続に係る審査体制については、評価調書に記載のとおり。(I-3)</p>
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	<p>○ 随意契約等見直し計画では、随意契約の件数を19件(平成20年度実績)から真にやむを得ないものとして13件に削減するとしているところ、平成25年度は13件とし目標を達成した。</p> <p>○ 随意契約等見直し計画では、一者応札・一者応募の削減を目指し、14件(平成20年度実績)について契約方式等を見直すこととしているが、平成25年度においても、引き続き競争参加資格要件の緩和、事前公告及び郵送入札の実施、発注規模の拡大等により、一者応札・一者応募となった案件は1件となった。</p>	<p>真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行したこと、また、競争参加資格要件の緩和等を実施したことにより、一者応札の件数が減少するなど、機構の対応は適切であると認められる。</p>

	実績	評価
(3) 個々の契約		
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	○ 競争性の確保 評価調書に記載のとおり。(I -3)	○ 競争性の確保 評価調書に記載のとおり。(I -3)
	○ 契約の透明性の確保 評価調書に記載のとおり。(I -3)	○ 契約の透明性の確保 評価調書に記載のとおり。(I -3)
6 内部統制		
○ 過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組についての適切な評価(特に、最近の独立行政法人をめぐる動き等を踏まえ、ガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等に係る評価について留意)	○ 内部統制の現状把握 評価調書に記載のとおり。(VIII-5)	○ 内部統制の現状把握 評価調書に記載のとおり。(VIII-5)
	○ 監事の監査報告書への対応 監事は、定期監査の外、理事長及び会計監査人からの報告、役員会や内部統制委員会等への常時出席、資産の棚卸への参加による状況調査等を通じ、機構の業務を詳細に把握・分析した上で、監査報告書を取りまとめ、公表している。 平成25年度業務の実施に当たっては、平成24事業年度監査報告書を踏まえ、適切に対応するとともに、その対応状況を公表している。	○ 監事監査報告書への対応 監事監査結果については、監事が役員会や内部統制委員会等への出席し、理事長や会計監査人からの説明聴取を踏まえ適切に作成・公表されるとともに、前年度の監事監査結果における指摘に対し必要な措置がなされており、機構の対応は適切であると認められる。
7 関連法人		
○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該関連法人との業務委託の妥当性。	該当なし	—
○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。	該当なし	—
8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価		
○ 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の	該当なし	—

	実績	評価
9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価		
○ 業務改善のための具体的な取組	<p>○ホームページ等の充実 評価調書に記載のとおり。(I-4-⑦)</p> <p>○道路の適切な管理と安全性の向上 評価調書に記載のとおり。(II-1-②)</p> <p>○資金調達 評価調書に記載のとおり。(II-2-⑦)</p> <p>○高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み 評価調書に記載のとおり。(II-5)</p> <p>○道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務 評価調書に記載のとおり。(II-6)</p> <p>○危機管理 評価調書に記載のとおり。(II-8-⑥)</p>	<p>○ホームページ等の充実 評価調書に記載のとおり。(I-4-⑦)</p> <p>○道路の適切な管理と安全性の向上 評価調書に記載のとおり。(II-1-②)</p> <p>○資金調達 評価調書に記載のとおり。(II-2-⑦)</p> <p>○高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み 評価調書に記載のとおり。(II-5)</p> <p>○道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務 評価調書に記載のとおり。(II-6)</p> <p>○危機管理 評価調書に記載のとおり。(II-8-⑥)</p>
10 その他		
○ 電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上での評価	<p>○電子掲示板の活用等による業務運営の効率化については、評価調書に記載のとおり。(I-1)</p> <p>○膨大な負債を管理し、元利金等の支払を確実かつ円滑に行うために運用している借入金管理システムについて、適宜改良を行っている。</p> <p>○助成委員会で認定された新技術を含む経営努力案件について、ホームページで公表するとともに、経営努力事例検索システムにより、会社に対して新技術等の積極的な活用を促している。</p>	<p>○電子掲示板の活用等による業務運営の効率化については、評価調書に記載のとおり。(I-1)</p> <p>○借入金管理システムの改良、経営努力事例検索システムを用いた新技術の活用促進など、電子化等による業務の効率化への取組が認められ、機構の対応は適切であると認められる。</p>